

改正

平成7年12月28日条例第38号

平成30年3月30日条例第1号

多摩市特別業務地区建築条例

(目的)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第49条第2項及び第50条の規定に基づき特別業務地区内の建築物の建築の制限の緩和又は建築物の構造等の制限に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例における用語の定義は、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）の定めるところによる。

(建築制限の緩和及び付加)

第3条 特別業務地区内においては、法第48条第7項の規定にかかわらず、別表に掲げる建築物は建築することができる。

2 前項に規定する建築物は、次に掲げる要件に適合したものとしなければならない。

- (1) 建築物の敷地面積は、500平方メートル以上であること。
- (2) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は2メートル以上であること。
- (3) 別表1の項、2の項又は3の項第1号、第9号若しくは第10号に掲げる建築物は耐火建築物とし、その他の建築物は耐火建築物又は簡易耐火建築物とすること。
- (4) 作業場の外壁は、令第22条の3に規定する基準に適合する構造とすること。
- (5) 隣地境界線に面して設ける作業場の窓は、はめごろしとすること。ただし、換気の用に供するものは、この限りでない。
- (6) 排出する汚濁水の浄化のために必要な沈澱(でん)槽(そう)、ろ過槽(そう)、油水分離槽(そう)等又は悪臭の除去のために必要な悪臭除去装置等を設けること。

(罰則)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

- (1) 前条第2項の規定に違反した場合における当該建築物の設計者（設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施行した場合においては、当該建築物の工事施工者）
 - (2) 前号に規定する違反があった場合において、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者のほか当該建築士
- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前項の罰金を科する。ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し、相当の注意及び監督が尽されたことの証明があったときは、その法人又は人については、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年条例第38号）

この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による用途地域に関する都市計画の決定の告示の日から施行する。

附 則（平成30年条例第1号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第3条第2項及び第4条第1項第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

第3条第1項により特別業務地区に建築できる建築物

- 1 自動車修理工場又は自動車整備工場で作業場の床面積の合計が300平方メートル以下のもの
- 2 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する整備工場で作業場の床面積の合計が500平方メートル以下のもの
- 3 次に掲げる事業を営む工場で作業場の床面積の合計が300平方メートル以下のもの（法別表第2（と）項第3号中（4の4）、（5）及び（12）を除く各号、同表（ぬ）項第3号並びに同表（る）項第1号に掲げるものを除く。）
 - （1）製麺（めん）又は精米
 - （2）パン又は菓子の製造
 - （3）牛乳その他の乳飲料の処理又は製造
 - （4）惣（そう）菜（ざい）加工
 - （5）クリーニング又はリネンサプライ
 - （6）自転車の組立又は修理
 - （7）家具装備品の組立又は修理
 - （8）電気機械器具の組立又は修理
 - （9）衣服の裁断又は仕立て（出力の合計が5キロワットを超える原動機を使用するものを除く。）
 - （10）印刷又はこれに伴う製本（出力の合計が20キロワットを超える原動機を使用するものを除く。）
 - （11）配送センター